

特別委員会の設置について（案）

高梁市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

1. 特別委員会の名称 災害復旧事業に係る未払金調査等特別委員会
2. 特別委員会の委員定数 8人
3. 付託事件 災害復旧事業に係る未払金に関する件
4. 設置期間 3に掲げる事件の調査等が終了するまでとし、閉会中もなお継続審査することができる。

提案理由

災害復旧事業に係る未払金に関する調査等を行う特別委員会を設置するため。